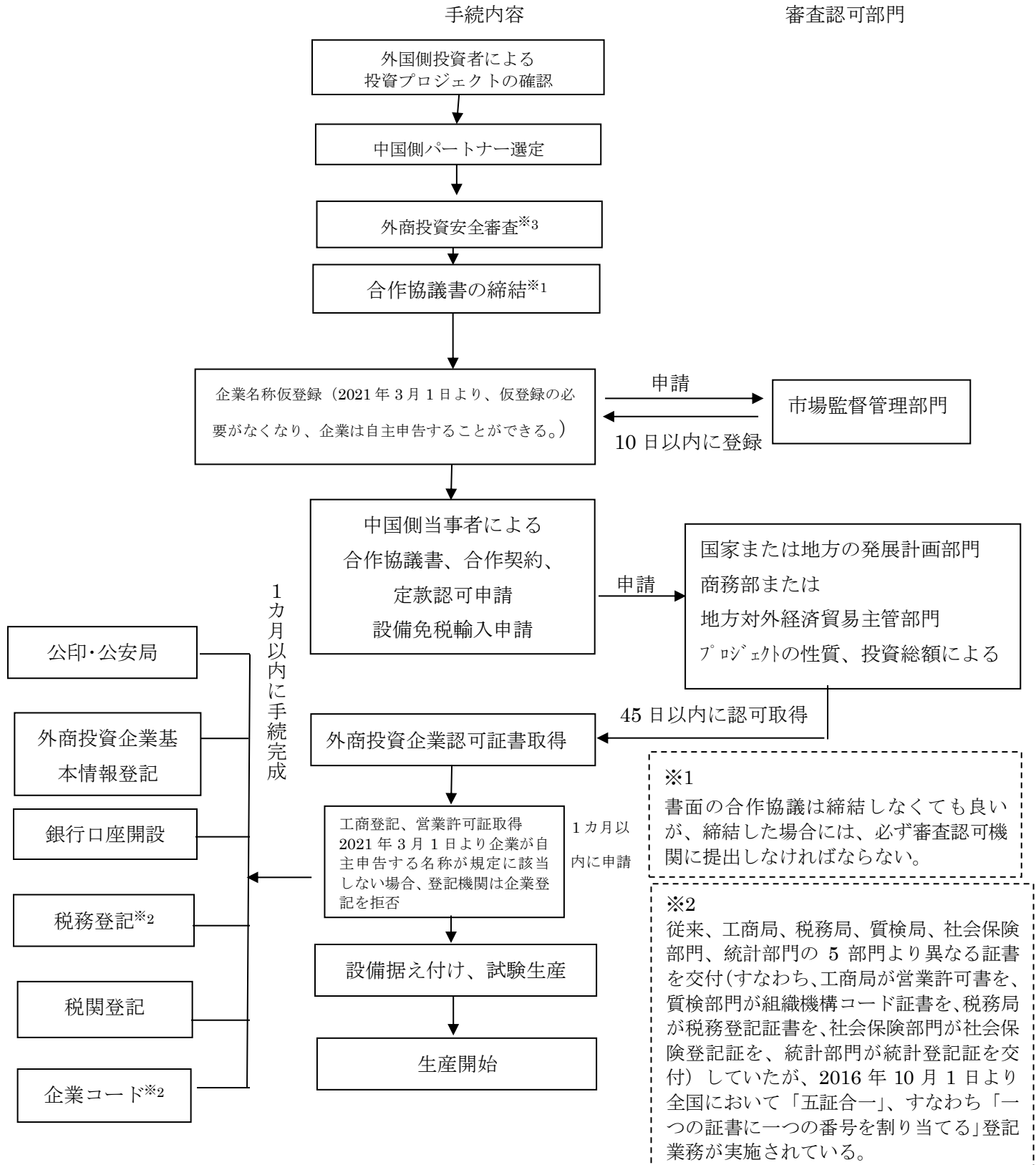


合作企業（法人格あり）設立手続きに関するフローチャート（外商投資参入特別管理措置の分野（ネガティブリスト）に該当する場合）



※3

事前申告対象業界：

- 軍需産業、軍需関連など国防・安全にかかわる分野への投資および軍事施設、軍需産業施設周辺への投資
- 国家安全に係る重要な農産物、重要なエネルギーと資源、重大装備製造、重要なインフラ、重要な輸送サービス、重要文化製品・サービス、重要な情報技術とインターネット製品・サービス、重要な金融サービス、基幹技術およびその他重要な分野への投資でかつ投資企業の実質的支配権を取得する場合。

投資企業の実質的支配権：

- 外国投資家が 50%以上の持分を保有する。
- 外国投資家が 50%以上の持分を保有しないものの、その議決権が董事会、株主会または株主総会の決議に重大な影響を与える。
- 外国投資家が企業の経営判断、人事、財務、技術などに重大な影響をもたらし得るその他の状況。

提出資料：

- 申告書（外国投資家の基本状況）、投資プログラム、外商投資が国家安全に影響を与えるかに関する説明、その他資料

審査期間：

- 初審（15 営業日以内）、審査の必要があるかを判断
- 一般審査（30 営業日以内）
- 特殊審査（60 営業日以内、延長あり）

合作企業（法人格あり）設立手続きに関するフローチャート（外商投資 参入特別管理措置の分野に該当しない場合）

